

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年6月28日

水 曜 日

第 4222 号

目 次

条 例	
○富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例	2
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3
○富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	4
○富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	5
○富山県税条例の一部を改正する条例	7
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	14
○富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部を改正する条例	15
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	17
○富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例	18
○富山県道路法に基づく案内標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例	19
○富山県総合体育センター条例の一部を改正する条例	20
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	21

条 例

富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例、富

山県道路法に基づく案内標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例、富山県総合体育センター条例の一部を改正する条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 6 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第27号

富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(富山県情報公開条例の一部改正)

第 1 条 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）」を加える。

(富山県個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 8 項を第 10 項とし、第 2 項から第 7 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第5条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を取得してはならない。

第5条第4項各号列記以外の部分中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「記述等」の次に「又は個人識別符号」を加える。

第15条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第16条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第44条の2中「（平成15年法律第58号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文書総務課)

富山県条例第28号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8項各号列記以外の部分中「販売事業者」を「販売の事業を行う者」に改め、同項第1号中「第46条第1項」を「第171条第1項」に改め、同項第2号

中「第47条第1項」を「第172条第1項」に改め、同項第3号中「第47条の2第1項」を「第173条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村支援課)

富山県条例第29号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号中「補助金」を「給付金」に改め、同項第4号中「生活保護に」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に」に改め、同項に次の3号を加える。

- (5) 不妊治療を受けた者に対する当該不妊治療に要した費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- (6) 肝炎患者等（肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第2条第3号に規定する肝炎患者等をいう。以下同じ。）のうち知事が認めるものに対する肝炎の治療に要する医療費（肝炎患者等が医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。）の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- (7) 肝炎患者等のうち知事が認めるものに対する定期検査費用（肝炎患者等が肝炎に係る検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担した費用

をいう。)の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 1 第 2 項第 4 号中「補助金」を「給付金」に改める。

別表第 2 第 1 項の表の私立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるものの項中「(昭和 25 年法律第 144 号)」を削り、「生活保護に」を「同法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項第 2 号及び第 4 号、同表第 2 項第 4 号並びに別表第 2 第 1 項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(情報政策課)

富山県条例第 30 号

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県職員等退職手当支給条例(昭和 37 年富山県条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 11 条第 11 項第 5 号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第 4 条第 8 項に

規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

50 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第10項	第28条まで	第28条まで及び附則第5条
第11条第10項第2号	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富山県職員等退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第11条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第50項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した富山県職員等退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって富山県職員等退職手当支給条例第11条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第11条第11項（第5号に係る部分に限り、富山県職員等退職手当支給条例第11条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

(人 事 課)

富山県条例第31号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第73条第2項中「においては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「1棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第2条第4項に規定する共用部分（次項

及び第 6 項において「共用部分」という。)に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他省令第 7 条の 3 第 1 項に規定する事項」に、「省令第 7 条の 3 で定める」を「同条第 2 項から第 4 項までに規定する」に、「次項」を「第 6 項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第 11 項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「第 7 項」を「第 8 項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 4 項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第 2 項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合)により按分して」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 20 条第 1 項第 1 号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が 2 個以上のもの(以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他省令第 7 条の 3 の 2 第 1 項に規定する事項について著しい差異がある場合には、その差異に応じて同条第 2 項において準用する省令第 7 条の 3 第 2 項及び第 3 項並びに省令第 7 条の 3 の 2 第 4 項に規定するところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)により按分して

得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する区分所有者（次項及び次条において「区分所有者」という。）が同法第 3 条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して省令第 7 条の 3 の 2 第 3 項及び第 5 項に規定するところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第 73 条の 2 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「省令第 7 条の 3 第 3 項」を「省令第 7 条の 3 第 4 項」に改める。

第 166 条中「又は法第 349 条の 3」を「、第 349 条の 3 又は第 349 条の 3 の 4」に、「によつて」を「により」に、「こえる」を「超える」に改める。

第 198 条第 1 項各号列記以外の部分中「対し」を「ついて」に改め、同項第 2 号及び第 4 号中「控除対象配偶者又は同項第 8 号」を「同一生計配偶者又は同項第 9 号」に改める。

附則第 4 条中「平成 30 年度」を「平成 33 年度」に改める。

附則第 6 条の 3 第 2 項各号列記以外の部分中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改め、同項第 3 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 16 項」に改め、同項第 4 号ア(イ)及び同項第 5 号イ中「100 分の 130」を「100 分の 140」に改める。

附則第 6 条の 3 の 2 第 2 項各号列記以外の部分中「ガソリン自動車（車両総重量が 2.5 トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 1 項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 1 項に規定するもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第2項に規定するもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第3項に規定するもの
- ア 次のいずれかに該当すること。
- (ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130

を乗じて得た数値以上であること。

附則第 6 条の 3 の 2 第 3 項各号列記以外の部分中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、同項第 1 号ア中「附則第 4 条の 5 第 2 項」を「附則第 4 条の 5 第 4 項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 5 項」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 4 条の 5 第 4 項」を「附則第 4 条の 5 第 6 項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第 5 項」を「附則第 4 条の 5 第 7 項」に改め、同号ウ中「附則第 4 条の 5 第 6 項」を「附則第 4 条の 5 第 8 項」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、同項第 1 号ア中「附則第 4 条の 5 第 7 項」を「附則第 4 条の 5 第 9 項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第 8 項」を「附則第 4 条の 5 第10項」に改め、同項第 2 号中「附則第 4 条の 5 第 9 項」を「附則第 4 条の 5 第11項」に改め、同条第 5 項各号列記以外の部分中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、同項第 1 号ア中「附則第 4 条の 5 第10項」を「附則第 4 条の 5 第12項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第11項」を「附則第 4 条の 5 第13項」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 4 条の 5 第12項」を「附則第 4 条の 5 第14項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第13項」を「附則第 4 条の 5 第15項」に改め、同号ウ中「附則第 4 条の 5 第14項」を「附則第 4 条の 5 第16項」に改め、同条第 6 項各号列記以外の部分中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、同項第 1 号ア中「附則第 4 条の 5 第15項」を「附則第 4 条の 5 第17項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第16項」を「附則第 4 条の 5 第18項」に改め、同項第 2 号中「附則第 4 条の 5 第17項」を「附則第 4 条の 5 第19項」に改め、同条第 7 項各号列記以外の部分中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、同項第 1 号ア中「附則第 4 条の 5 第18項」を「附則第 4 条の 5 第20項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第19項」を「附則第 4 条の 5 第21項」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 4 条の 5 第20項」を「附則第 4 条の 5 第22項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第21項」を「附則第 4 条の 5 第23項」に改め、同号ウ中「附則第 4 条の 5 第22項」を「附則第 4 条の 5 第24項」に改め、同条第 8 項各号列記以外の部分中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、同項第 1 号ア中「附則第 4 条の 5 第23項」を「附則第 4 条の 5 第25項」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

と。

附則第 6 条の 3 の 2 第 8 項第 1 号イ中「附則第 4 条の 5 第 24 項」を「附則第 4 条の 5 第 26 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 4 条の 5 第 25 項」を「附則第 4 条の 5 第 27 項」に改める。

附則第 6 条の 3 の 4 第 1 項各号列記以外の部分中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改め、同項第 5 号ア(ウ)中「100 分の 195」を「100 分の 210」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改め、同項第 1 号中「附則第 6 条の 3 の 2 第 2 項」を「附則第 6 条の 3 の 2 第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 6 第 5 項に規定するもの

(ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 195 を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が 2.5 トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 6 第 6 項に規定するもの

(ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 150 を乗じて得た数値以上であること。

附則第 6 条の 3 の 4 第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 附則第 6 条の 3 の 2 第 2 項第 2 号に掲げる石油ガス自動車

附則第 6 条の 3 の 4 第 3 項各号列記以外の部分中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 4 条の 6 第 6 項」を「附則第 4 条

の 6 第 7 項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 6 第 7 項」を「附則第 4 条の 6 第 8 項」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 4 条の 6 第 8 項」を「附則第 4 条の 6 第 9 項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 6 第 9 項」を「附則第 4 条の 6 第10項」に改め、同条第 5 項各号列記以外の部分中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月 31日」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 4 条の 6 第10項」を「附則第 4 条の 6 第11項」に改め、同号ア(ウ)中「100 分の 138」を「100 分の 150」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 6 第11項」を「附則第 4 条の 6 第12項」に改める。

附則第 6 条の 7 第 1 項各号列記以外の部分中「第 2 条第14項」を「第 2 条第16項」に改める。

附則第10条の 4 中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

附則第10条の 7 の 2 第 2 項中「第37条の14第 5 項第 1 号」を「第37条の14第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第10条の 4 の改正規定 平成30年 1 月 1 日
- (2) 第73条の改正規定及び第73条の 2 (見出しを含む。)の改正規定並びに附則第 6 条の 3、第 6 条の 3 の 2、第 6 条の 3 の 4 及び第 6 条の 7 の改正規定 平成30年 4 月 1 日
- (3) 第 198 条及び附則第10条の 7 の 2 の改正規定 平成31年 1 月 1 日
(県民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の富山県税条例(以下「新条例」という。)附則第 10 条の 4 の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第73条第 5 項及び第 6 項の規定は、平成29年 4 月 1 日以後に新築された同条第 5 項に規定する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第 4 条第 2 項の規定により同法第 2 条第 4 項に規定する

共用部分（以下この条において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（同法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。以下この条において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この条において同じ。）の附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月 1 日前に新築されたこの条例による改正前の富山県税条例第 73 条第 4 項の一棟の建物（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この条において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の同号に掲げる規定の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第 4 条 新条例附則第 6 条の 3、第 6 条の 3 の 2 及び第 6 条の 3 の 4 の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（富山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 富山県税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年富山県条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、富山県税条例附則第 6 条の 7 第 1 項各号列記以外の部分の改正規定中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

（税 務 課）

富山県条例第 32 号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成29年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に、「情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第 175 号）第10条に規定する）」を「農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする）」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成29年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改める。

第 4 条の 2 第 2 項中「第10条第 6 項第 4 号」を「第10条第 8 項第 5 号」に、「第 42 条の 4 第 6 項第 4 号」を「第42条の 4 第 8 項第 6 号」に、「第68条の 9 第 6 項第 4 号」を「第68条の 9 第 8 項第 5 号」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成29年 4 月 1 日前に新設され、又は増設された設備については、この条例による改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（税 務 課）

富山県条例第33号

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部を改正する条例

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「第 5 条第 7 項」を「第 5 条第 6 項に規定する療養介護、同条第

7 項」に改める。

別表中

第 4 条 第 4 号	総合支援法 第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス	総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同条第 1 項に規定する特定費用のうち、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用を勘案して知事が定める額の合計額（以下この項において「障害福祉サービス費」という。）並びに病院条例第 4 条の規定の例により算定した障害福祉サービス費以外の額
----------------	-------------------------------------	--

を

第 4 条 第 4 号	総合支援法 第 5 条第 6 項に規定する療養介護医療	総合支援法第 70 条第 2 項において準用する総合支援法第 58 条第 3 項各号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額（総合支援法第 70 条第 2 項において準用する総合支援法第 58 条第 4 項の場合にあっては、同項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法により算定した費用の額）（以下この項において「療養介護医療費」という。）及び病院条例第 4 条の規定の例により算定した療養介護医療費以外の額
第 4 条 第 4 号	総合支援法 第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス	総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同条第 1 項に規定する特定費用のうち、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用を勘案して知事が定める額の合計額（以下この項において「障害福祉サービス費」という。）並びに病院条例第 4 条の規定の例により算定した障害福祉サービス費以外の額

に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。
（富山県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）
- 富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年富山県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中「202 床」を「232 床」に改める。

(障害福祉課)

富山県条例第34号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次、第17条各号列記以外の部分及び第21条第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第28条第2項及び第58条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第12章の章名及び第91条各号列記以外の部分中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第92条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第93条（見出しを含む。）から第98条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第100条第2項及び第111条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（家庭支援専門相談員の要件に関する経過措置）
- 2 平成29年4月1日前にこの条例による改正前の第92条第4項に規定する情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事した者については、この条例による改正後の第92条第4項に規定する児童心理治療施設において児童の指導に従事した者とみなす。

(児童心理治療施設の長の要件に関する経過措置)

- 3 平成29年 4 月 1 日前にこの条例による改正前の第93条第 1 項第 3 号に規定する情緒障害児短期治療施設の職員として勤務した者については、この条例による改正後の第93条第 1 項第 3 号に規定する児童心理治療施設の職員として勤務した者とみなす。

(子ども支援課)

富山県条例第35号

富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例

富山県総合デザインセンター条例（平成11年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「設備のうち、別表 1」を「施設又は別表 2」に、「もの」を「設備」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 第 1 項の規定によりデザインセンターの施設の利用を承認する期間は、3 年以内とする。
- 4 前項の期間が満了した場合においては、知事の承認を受けて更新することができる。

第 5 条中「者及び別表 2」を「者及び別表 3」に、「第 8 条において」を「以下」に、「別表 1 及び別表 2」を「別表 1 から別表 3 まで」に、「設備の」を「施設又は設備の」に改める。

第 9 条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の還付)

第 8 条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、災害その他特別の理由により利用者がデザインセンターの施設又は設備を利用できなかったときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表 2 中「（第 4 条、第 5 条関係）」を「（第 5 条関係）」に改め、同表を別表 3 とする。

別表 1 を別表 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表 1 (第 5 条関係)

区分	単位	金額
デザインオフィス	1 室 1 月につき	74,700円以上92,800円以下

備考

1 利用期間に 1 月未満の端数があるときは、日割りによって計算する。

2 次に掲げる費用は、実費を徴収する。

(1) この表のデザインオフィスの利用に係る電気料

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が定める費用

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第 4 条第 1 項の規定による利用の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条第 1 項から第 3 項までの規定の例により行うことができる。

(商工企画課)

富山県条例第36号

富山県道路法に基づく案内標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例

富山県道路法に基づく案内標識等の寸法を定める条例（平成24年富山県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号エ並びに第 2 号イ及びキ(ア)中「118 の 4 - A ・ B」を「118 の 5 - A ・ B」に改める。

別表中「116 の 2」を「116 の 4」に、「116 の 3」を「116 の 5」に、「116 の 4」を「116 の 6」に、「117 の 2 - A」を「117 の 3 - A」に、「118 の 3 - A」を「118 の 4 - A」に、「118 の 3 - B」を「118 の 4 - B」に、「118 の 4

一A」を「118の5一A」に、「118の4一B」を「118の5一B」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(道 路 課)

富山県条例第37号

富山県総合体育センター条例の一部を改正する条例

富山県総合体育センター条例（昭和59年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第9号中「卓球室」を「卓球コーナー」に改め、同条中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) ビリヤードコーナー

別表第2の2の表中

小 体 育 室	光 線 銃	一 般	1 時 間	270
		生 徒		130
	そ の 他	一 般	2 時 間	270
		児 童 及 び 生 徒		130

を

小 体 育 室	光 線 銃	一 般	30 分	200
		生 徒		100
	そ の 他	一 般	2 時 間	270
		児 童 及 び 生 徒		130
卓 球 コ ー ナ ー			1 台 につ き 30 分	100
ビ リ ヤ ー ド コ ー ナ ー			1 台 につ き 30 分	300

に改める。

別表第 2 の 2 の表の備考に次の 1 項を加える。

- 3 体育センターの施設のうち知事が定めるものと富山県富山空港条例（昭和 38 年富山県条例第 19 号）第 2 条の規定により設置される富山空港とを同一の日において利用する場合（航空機を利用し、又は同条例第 13 条に規定する構内営業者であつて知事が定めるものの商品（その代価の合計額が別に定める額以上であるものをいう。）を購入する場合に限る。）の当該知事が定める施設の金額は、この表に定める額を超えない範囲内において、知事が定める額とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（スポーツ振興課）

富山県条例第 38 号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 38 年富山県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県迷惑行為等防止条例

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「羞恥^{しゆう}」を「羞恥」に改め、同項第 2 号中「のぞき見し、又は撮影すること」を「のぞき見すること」に改め、同項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 衣服等で覆われている人の身体又は下着を撮影し、又は撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他撮影する機能を有する機器（以下「写真機等」という。）を向け、若しくは設置すること。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

- 3 何人も、正当な理由がなく、公衆又は特定若しくは多数の者が利用することが

できる浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態
でいるような場所にいる人の姿態を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、
若しくは設置してはならない。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 何人も、集会場、事務所、教室、タクシーその他の特定又は多数の者が利用す
るような場所（公共の場所を除く。）又は乗物（公共の乗物を除く。）において、
人に対し、正当な理由がなく、第 1 項第 3 号に掲げる行為をしてはならない。
第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とする。

第 11 条第 1 項第 2 号中「第 4 条」を「第 5 条」に改め、同項第 3 号中「第 5 条」
を「第 6 条」に改め、同項第 4 号中「第 6 条」を「第 7 条」に改め、同項第 5 号中
「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同項第 6 号中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同
項第 7 号中「第 9 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条第 1 項中「第 3 条の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当す
る者」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第 11 条とする。

- (1) 第 3 条の規定に違反した者
- (2) 第 4 条第 1 項の規定に違反した者

第 9 条第 2 項中「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条第 3 号中「とらえ」を「捕らえ」に、「取りあげる等しつよう」を「取り
上げる等執よう」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条の見出し中「ショバヤ」を「ショバヤ」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項第 2 号中「ことわられた」を「断られた」に、「すわり込む」を
「座り込む」に改め、同条第 3 項第 2 号中「配付」を「配布」に、「しつよう」を
「執よう」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（嫌がらせ行為の禁止）

第 4 条 何人も、正当な理由がなく、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げ
る行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条
第 1 項に規定するつきまとい等及び同条第 3 項に規定するストーカー行為を除く。）
を反復して行つてはならない。この場合において、第 1 号から第 4 号まで及び第

5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩、身体の安全若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用

して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(警・生活安全企画課)